

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年 2月14日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
西海区水産研究所長 青野 英明

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 西海区水産研究所八重山庁舎構内草刈業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自)平成31年 4月 1日  
至)平成32年 3月 31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」または「その他」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書の交付を受けること。)
- ① 直接交付  
沖縄県石垣市梶海大田148  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
西海区水産研究所八重山庁舎業務管理室  
電話 0980-88-2571  
FAX 0980-88-2573
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「西海区水産研究所八重山庁舎構内草刈業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「西海区水産研究所八重山庁舎構内草刈業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成31年3月1日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行

うとともにもに当機構のホームページにて公表することにより  
 入札説明に当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、  
 同様に、対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人  
 人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せあ  
 害するおそれのある記述を公表せず、質疑者のみに回答するこ  
 とが又は。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成31年 3月13日 14時00分  
 沖縄県石垣市梶海大田148  
 国立研究開発法人水産研究・教育機構  
 西海区水産研究所 八重山庁舎 本館会議室
- (2) 郵便による入札書の 平成31年 3月12日 17時00分  
 受領期限及び提出場所 3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて 日本語及び日本国通貨。  
 使用する言語及び通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書  
 及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札  
 を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書  
 写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先 当該先  
 次の①及び②にいずれにも該当する契約先  
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相  
 当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として  
 再就職していること  
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
 ※注2  
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発  
 法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する  
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する  
 者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与  
 える者と認められる者を含む。  
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げ  
 られた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実  
 績による。
- (2) 公表する情報 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約  
 締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当  
 機構における最終職名  
 ② 当機構との間の取引高  
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ  
 かに該当する旨  
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機  
 構における最終職名等）  
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他  
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構へのご提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、ご了知願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 西海区水産研究所八重山庁舎構内草刈業務
2. 業務目的 本業務は、構内の雑草を定期的な管理を行い、資産の適切な管理並びに環境の整備を図ることを目的とする。
3. 業務場所 沖縄県石垣市椴海大田 1 4 8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所 八重山庁舎
4. 業務期間 自) 平成 3 1 年 4 月 1 日  
至) 平成 3 2 年 3 月 3 1 日
5. 業務内容 以下の内容に基づいて、業務を行うこと。
  - 1) 草刈  
図示部分 (約 6, 5 0 0 m<sup>2</sup>) の雑草について草刈りを行うこと。作業は機械によることを原則とするが、建物及び構築物の周囲等、機械作業が出来ない場所は手作業によるものとする。  
※実施回数：4 回 (実施時期は状況等を勘案し、別途打ち合わせによる。)
  - 2) 処分  
刈り取った雑草は構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理すること。
  - 3) 安全の確保
    - ①機械作業・高所作業を行う場合には、作業員並びに他者への安全にも十分配慮すること。
    - ②公道上で作業の必要がある場合には、関係官署への届出をするとともに、作業時には交通誘導員を配置し、安全を確保すること。
    - ③作業中、砂利等の飛散及び枝の落下等により、人身並びに器物へ被害を与えないよう十分注意し、必要に応じて飛散・落下防止等の対策を講ずること。
    - ④害獣 (ハブ等) 対策を万全にして、作業すること。
    - ⑤業務場所に斜面が存在するので、転倒による事故防止対策を万全にすること。
    - ⑥実施 1 回の業務期間は概ね 1 0 営業日以内とし、業務時間は 9 時～ 1 7 時 (休憩 1 時間) とする。
  - 4) 作業用機材・水・電力等  
作業に必要な機材は請負者の負担とする。ただし、本業務に必要な水・電力等は構内施設から無償で使用することができるものとする。
6. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

